

第 77 回九都県市首脳会議
首脳提案（8 提案）について

	提案名	提案都県市
1	河川等における治水対策・減災対策の推進について	千葉県
2	感震ブレーカーの普及に向けた取組について	千葉市
3	高速道路における本線料金所の撤廃などにつながる ETC の普及促進について	東京都
4	令和元年に発生した台風による大規模土砂災害からの復旧等に対する支援の充実について	相模原市
5	認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の利用促進に向けた取組について	埼玉県
6	学校体育館の空調設備の整備について	さいたま市
7	保険者努力支援制度の評価方法の見直しについて	神奈川県
8	医療的ケア児・者への切れ目ない支援の充実について	横浜市

河川等における治水対策・減災対策の推進について（案）

昨年発生した令和元年房総半島台風（15号）・令和元年東日本台風（19号）及び10月25日の大雨をはじめ、近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨などが頻繁に発生し、各地で大きな水害が発生している。

今後も気候変動等の影響による豪雨の頻発化・激甚化が懸念されることから、治水機能の向上を図るハード対策と施設では防ぎきれない洪水等から人命を守るためのソフト対策に一体的に取り組み、流域における治水対策・減災対策をより一層推進することが重要である。

このような状況を踏まえ、九都県市の取組がしっかり進むよう、国が責任を持って行うべき事項について、以下のとおり要望する。

- 1 河川の越水等による浸水被害を防止するための抜本的な治水対策に必要な予算措置を講ずること。

併せて、適正な河川機能を確保するための樹木伐採や堆積土砂撤去に必要な予算措置を講ずること。

- 2 中小河川は、降雨から流出までの時間が短く、局所的な豪雨により急激な水位上昇が生じやすい。こうした特性を踏まえ、避難体制を確保する目安となる河川水位の設定について技術的支援を行うとともに、監視体制を強化するための水位計や監視カメラの設置及び更新に係る予算措置の拡充を講ずること。

また、浸水想定区域図の作成において、対象を拡大し、具体的な手法について早期に国の方針を示すとともに、必要な予算措置を講ずること。

- 3 局所的な豪雨の増加に伴い、市街地における浸水被害の軽減を図る必要があることから、内水氾濫対策の促進に係る技術的な支援及び必要な予算措置を講ずること。

令和2年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

九都県市首脳会議

座長	川崎市長	福田紀彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市市長	林文子
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

令和2年5月19日

感震ブレーカーの普及に向けた取組について

千葉市長 熊谷 俊人

首都直下地震をはじめ、大規模地震の発生が危惧される中、地震による電気火災の発生抑制と火災被害の軽減を図る方策の推進が急務である。

阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災は、6割以上が電気に起因するものであった。このことから、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年3月閣議決定）を受け、内閣府及び関係省庁では有識者を委員とした「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」を設置し、平成30年3月に検討結果報告書を公表している。

その中で、平成36年度（令和6年度）までに地震時に著しく危険な密集市街地及び延焼のおそれのある密集市街地において、感震ブレーカーの普及率25%を目標とされたところである。

地域における根本的な防災力の向上を図るためには、多重防御の考え方からも、建物の耐震化や不燃化の促進、オープンスペース等の避難場所確保、再開発や区画整理等の面的な整備事業等、密集市街地の解消に向けた対策と併せ、短期間において一定の効果が期待できるソフト対策としても感震ブレーカーの設置を推進する必要がある。

各自治体においては、設置補助や無償配布等の施策を展開し普及率の向上に努めているところであるが、現状としては感震ブレーカーの認知不足や通電遮断・費用負担への抵抗感等、普及に向け様々な課題があり、普及方策等については更なる検討が必要である。

そこで、感震ブレーカーの普及をより一層促進させるために、九都県市が共同して研究・取組を行うことを提案する。

（取組例）

- ・ 感震ブレーカーの普及に向けての検討
（国や関係団体等への働きかけ）

感震ブレーカーの普及に向けた取組について

背景

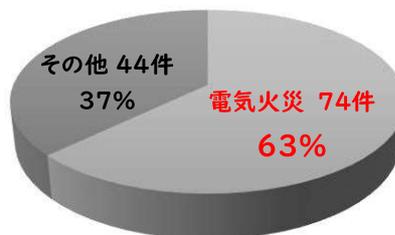
阪神淡路大震災・東日本大震災で発生した火災の6割以上が電気火災

火災原因(判明したもの)



阪神淡路大震災 139件

火災原因(判明したもの)



東日本大震災 118件



(出典:日本火災学会「阪神淡路大震災・東日本大震災火災等調査報告書」)

感震ブレーカー

大規模地震時、電気火災の出火抑制に対して効果的な手段!

現状は

◆ 感震ブレーカーの認知度

千葉市「WEBアンケート」(2019年10月 738人対象)

54.1%

◆ 感震ブレーカーの設置率

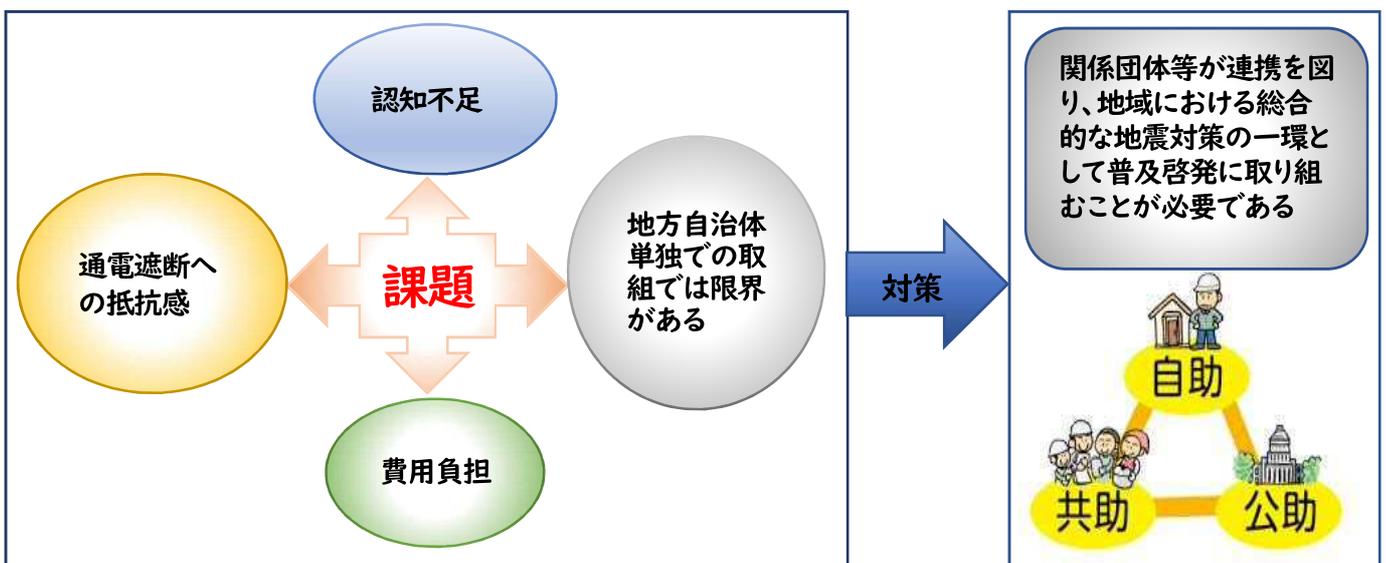
千葉市「WEBアンケート」(2019年10月 738人対象)

9.6%

内閣府「延焼の危険が想定されている地域アンケート」(一般世帯 1,500人対象)

9.8%

感震ブレーカーの認知度及び設置率は低い...



提案

感震ブレーカーの普及をより一層促進させるために、九都県市が共同して研究・取組を行う

高速道路における本線料金所の撤廃などにつながる

E T Cの普及促進について（案）

首都高速道路では、E T Cの普及などを背景として、平成24年1月に料金圏ごとの均一料金から、料金圏のない距離別料金に移行した。これにより、旧料金圏の境にある本線料金所の撤去が可能となり、これまで1箇所撤去が完了し、2箇所運用終了後の撤去工事が進められている。また、平成28年4月に導入された首都圏の新たな高速道路料金では、料金体系の整理・統一がなされ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現された。さらに、全国においてE T C車専用のスマートI Cの整備が進むとともに、首都高速道路においても、E T C車専用入口の運用が開始されるなど、E T Cの普及により、高速道路の様々な有効利用が可能となってきたところである。

首都高速道路においては、E T C利用率が約96%に達しており、高速道路が完全E T C化されると、将来的に本線料金所の撤廃につながるだけでなく、料金収受などに要するコストの削減や、混雑状況に応じた料金施策の導入につながることを期待される。

については、次の事項を要望する。

- 1 E T C利用率100%に向け、E T Cの普及促進とともに、スマートI Cおよび首都高速道路におけるE T C専用入口の整備推進を図ること。
- 2 キャッシュレス社会を見据え、現金車への対応策として、法制上・運用上の課題解決を図るとともに、様々なI C T技術の活用について検討を進めるなど、積極的に取り組むこと。

令和2年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉様

九都県市首脳会議

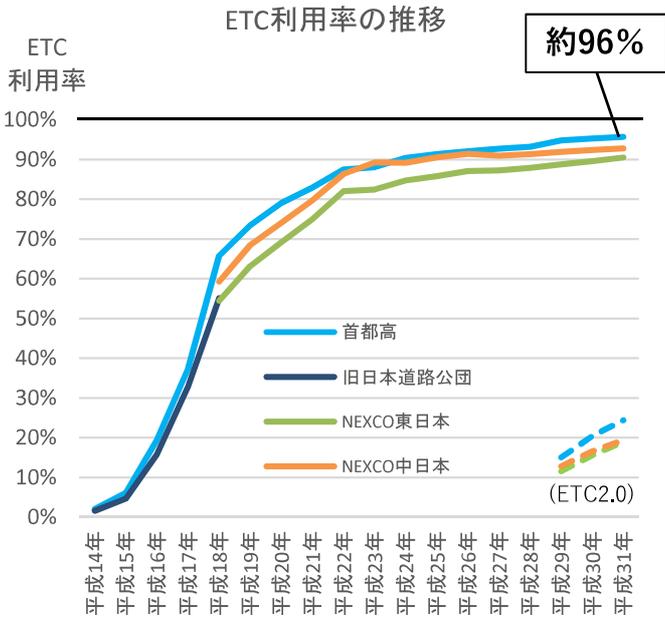
座長	川崎市 市長	福田 紀彦
	埼玉県 知事	大野 元裕
	千葉県 知事	森田 健作
	東京都 知事	小池 百合子
	神奈川県 知事	黒岩 祐治
	横浜市 市長	林 文子
	千葉市 市長	熊谷 俊人
	さいたま市 市長	清水 勇人
	相模原市 市長	本村 賢太郎

高速道路における本線料金所の撤廃などにつながる ETCの普及促進について①

これまでのETCの普及による効果

○ETCの普及状況

- ・ ETCのサービス開始から約20年が経過
- ・ 首都高でのETC利用率は約96%



出典：ETC便覧（令和元年版）

○ETC車専用のスマートICの整備が進展

- ・ ETCの普及に伴い、従来のICに比べて低コストで導入できるスマートICの整備が進展
- ・ 首都高においても、ETC専用入口の運用が開始



<圏央道内側のスマートIC・ETC専用入口>

【開通】（9箇所）

- ・ 三芳*（H18.10）※フル化事業中
- ・ 三郷料金所（H21.4）
- ・ 成田（H21.4）
- ・ 蓮田（H24.2）
- ・ 府中（H27.3）
- ・ 八王子西（H28.12）
- ・ 大網白里（H31.3）
- ・ 茂原長柄（R2.2）
- ・ 馬場入口（R2.2）

【事業中】（4箇所）

- ・ 厚木PA
- ・ 綾瀬
- ・ つくば
- ・ つくばみらい

○一体的で利用しやすい料金体系が整備

■利用度合いに応じた公平な料金が実現

均一料金制*だった首都高の料金体系が対距離化
※東京線700円、神奈川線600円、埼玉線400円

平成24年～ 距離別料金制導入

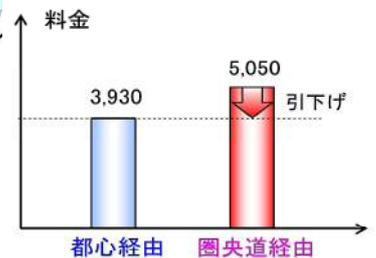
平成28年～ 対距離料金制導入

高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に統一

■起終点を基本とした継ぎ目のない料金が実現

割高だった圏央道西側区間の料金水準を引下げ

➔ 圏央道の交通量が増加
都心通過の交通量が減少



出典：首都圏の新たな高速道路料金について（平成28年3月 国土交通省道路局）

短距離料金の引下げにより利用が増加 ➔ 一般道の渋滞緩和に貢献



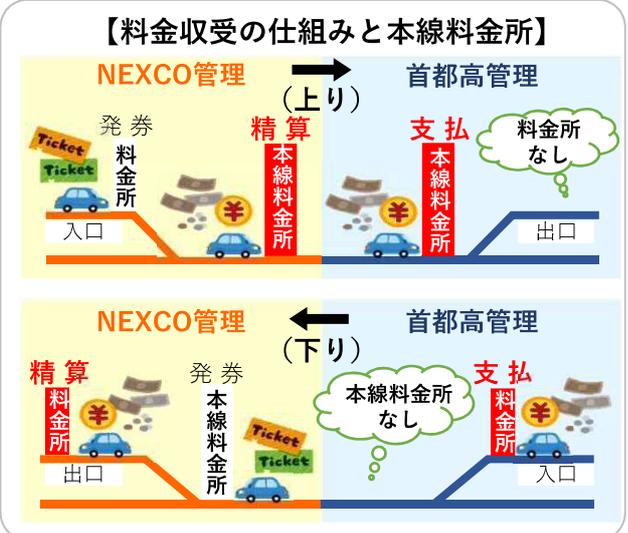
出典：首都圏の新たな高速道路料金導入後1ヶ月の効果について（平成28年5月 国土交通省道路局）

高速道路における本線料金所の撤廃などにつながる ETCの普及促進について②

完全ETC化により期待される効果

○本線料金所の撤廃

- ・圏央道の内側には、料金体系の境目を中心に料金収受等を行うための本線料金所が多数存在
- ・本線料金所では事故が多発しており、その撤廃が実現すると安全性・快適性が向上



【本線料金所の撤去により事故が減少】

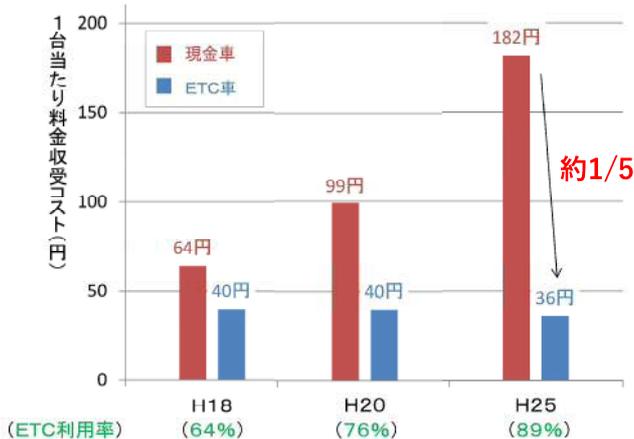
均一料金制から距離別料金制への移行に伴い不要になった首都高速湾岸線 湾岸浮島本線料金所が撤去され、事故が減少



出典：社会資本整備審議会 道路分科会 第13回国土幹線道路部会資料

○料金収受コストの低減

1台当たりの料金収受コストの差が拡大しており、ETC車は現金車の約1/5



出典：『高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」の基本方針（平成27年1月）』基本方針に関するデータ集(社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会)

○混雑状況に応じた料金施策の導入

(シンガポールのロードプライシングの例)

- ・都心部などでは、ETCのように道路料金が自動徴収され、それに必要な車載器の搭載が必須

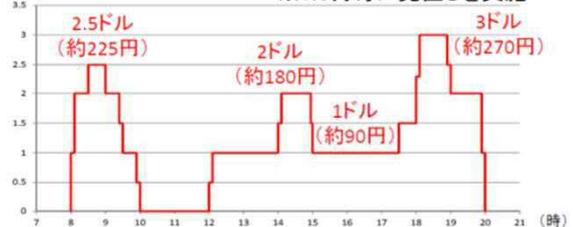
- ・渋滞状況に応じて、料金が時間帯ごとに設定され、都心部の交通円滑化に寄与

【バーのない料金所】



【時間帯で変動する料金の例】

(シンガポールドル) ※3カ月毎に見直しを実施



出典：社会資本整備審議会 道路分科会 第17回国土幹線道路部会資料

令和元年に発生した台風による大規模土砂災害からの

復旧等に対する支援の充実について（案）

昨年の令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風では首都圏を含む東日本において土砂災害や河川の氾濫等が発生し、各地に甚大な被害をもたらした。

現在も、被災自治体においては、一日も早い復旧・復興に向けて、被災者の生活再建や道路等のインフラの復旧、地域経済の復興支援等に取り組んでいるところである。

こうした中、国においては、「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」を踏まえ、対策を講じているところだが、復旧・復興のほか、近年頻発する気象災害に備えた防災・減災対策を推進するためには、更なる支援、既存の対策の見直し等が必要であることから、次のとおり要望する。

1 被災者生活再建支援法の対象範囲の拡大

被災者生活再建支援法について、対象となる世帯を「全壊」・「大規模半壊」等に限定せず、「半壊」（解体しないもの）も含めるほか、宅地被害などにより避難している方への支援など、災害の特殊性や被害規模を考慮し、「長期避難」の解釈を広くとらえ、対象範囲を拡大すること。

2 災害救助法の弾力的な運用

災害救助法に規定される救助に要する費用に、災害ボランティアセンターの運営経費を追加すること。また、同法における「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」について、冷蔵庫等を対象とすること。

3 農地災害復旧事業の拡充

農地災害復旧事業における限度額の廃止又は限度額を超えた地方負担分について、交付税措置等を講じること。

4 公立社会教育施設災害復旧事業の拡充

公立社会教育施設災害復旧事業に対する国庫補助について、他の災害復旧事業と同様、激甚災害の指定に関わらず対象とするなど、制度の拡充を図ること。

5 土砂災害の防止に向けた対策の充実

土砂災害防止対策基本指針の見直しに伴い、新たに基礎調査やハザードマップの改定が必要となる場合には、対象事業の予算措置を講ずること。

6 緊急防災・減災事業債の拡充及び期間の延長

緊急防災・減災事業債について、防災行政無線（同報系、移動系）の更新や、予備電源装置（非常用発電機、蓄電池、無停電装置）の更新・整備及び戸別受信機を単独で整備する場合も対象とすること。

また、令和3年度以降も延長すること。

令和2年 月 日

内閣府防災担当大臣 武田 良太 様

総務大臣 高市 早苗 様

文部科学大臣 萩生田 光一 様

農林水産大臣 江藤 拓 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

九都県市首脳会議

座長	川崎市長	福田紀彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

令和元年に発生した台風による大規模土砂災害からの復旧等に対する支援について

1 被災者生活再建支援法の対象範囲の拡大【要望先:内閣府】

■ 本市の状況

本市では、住家被害のうち、全壊20棟・大規模半壊8棟・半壊35棟・一部損壊104棟であり、合計167棟のうち、支援の対象となっているのは、全壊20棟と大規模半壊8棟のみである。

※本制度に基づく支援金

- ・住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) 最大100万円
- ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 最大200万円

■ 課題

対象となる世帯が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊解体」、「長期避難」に限定されている。また、法で定めている「長期避難」について、宅地被害などにより避難している方が対象となっていないなど、実態に即していない。

■ 要望内容

対象となる世帯を「半壊」(解体しないもの)も含めるほか、宅地被害などにより避難している方への支援など、災害の特殊性や被害規模を考慮し、「長期避難」の解釈を広くとらえ、対象範囲を拡大すること。

2 災害救助法の弾力的な運用【要望先:内閣府】

■ 本市の状況

災害ボランティアセンターの運営経費について、人件費・備品購入費・賃借料などの費用が発生し、R1.12月補正予算において、700万円を措置。

※R1.10.17～12.12の間でボランティア延べ約3,400人



津久井地区ボランティアセンターの運営の様子

■ 課題

災害救助法において、災害ボランティアセンターの運営について位置づけがなく、運営に要する経費への支援策がないため、財政負担が大きい。また、同法において「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」について、避難者からのニーズが高い冷蔵庫等が対象となっていない。

■ 要望内容

災害救助法に規定される救助に要する費用に、災害ボランティアセンターの運営経費を追加すること。また、同法における「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」について冷蔵庫等を対象とすること。

3 農地災害復旧事業の拡充【要望先:農林水産省】

■ 本市の状況

農地・農業用施設災害復旧事業として、災害査定の結果、7地区9事業が採択されている。

■ 課題

大量の土砂が堆積した農地において、土砂処分を伴う復旧事業が限度額の範囲内で対応できないことから、農家又は市町村の負担を軽減させるための措置が必要である。

■ 要望内容

農地災害復旧事業における限度額の廃止又は限度額を超えた地方負担分について交付税措置等を講じること。

4 公立社会教育施設災害復旧事業の拡充【要望先:文部科学省】

■ 本市の状況

被災した社会教育施設(スポーツ施設)2施設のうち、1施設は復旧費用1,700万円を市単独で負担。もう1施設は災害廃棄物の仮置場となっており、仮置場としての使用終了後、市単独で復旧費用を負担する予定。

■ 課題

公立社会教育施設災害復旧事業における国庫補助(2/3)については、激甚法に基づく特定地方公共団体の基準を満たすことが補助要件となっている。

■ 要望内容

公立社会教育施設災害復旧事業に対する国庫補助について、他の災害復旧事業と同様、激甚災害の指定に関わらず対象とするなど、制度の拡充を図ること。

5 土砂災害の防止に向けた対策の充実【要望先:国土交通省】

■ 課題

昨年の台風では土砂災害警戒区域外でも土砂災害が発生し、新たな「土砂災害防止対策基本指針」の策定に際しては、土砂災害警戒区域等の見直しや、ハザードマップの改定が必要となる。



令和元年東日本台風による
土砂災害の状況

■ 要望内容

土砂災害防止対策基本指針の見直しに伴い、新たに基礎調査やハザードマップの改定が必要となる場合には、対象事業の予算措置を講ずること。

6 緊急防災・減災事業債の拡充及び期間の延長【要望先:総務省】

■ 課題

防災行政用同報無線は台風等の際に聞こえにくいという課題がある中、屋内への情報伝達環境を整備するに当たっては整備コストが高く、また、戸別受信機などを単体で整備する場合や、防災行政無線を更新する場合などは、緊急防災・減災事業債の対象とならない。

■ 要望内容

緊急防災・減災事業債について、防災行政無線(同報系、移動系)の更新や、予備電源装置(非常用発電機、蓄電池、無停電装置)の更新・整備及び戸別受信機を単独で整備する場合も対象とすること。また、令和3年度以降も延長すること。

令和2年5月19日

認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の 利用促進に向けた取組について

埼玉県知事 大野 元裕

高齢化の進展に伴い、高齢者は増加しており、家族のサポートを受けられない高齢者単独・高齢者夫婦のみの世帯も増加傾向にある。

また、認知症の人についても、全国では平成27年から令和7年までの10年間で約520万人から約700万人まで増えることが推計されており、埼玉県においても約26万人から約40万人に増加することが見込まれている。

認知症により判断能力が低下することで、生活資金の管理や介護サービスの契約ができないなどの問題が生じる。また、消費者被害や詐欺などのトラブルにも遭いやすくなるといった危険がある。

このような問題を解決するために、成年後見制度は重要な役割を果たしている。

国の関係閣僚会議においても、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を決定し、その中で成年後見制度の利用促進についてもKPI(数値目標)の一つに位置付け、利用率の向上に取り組んでいる。

本県においても、成年後見制度利用促進協議会の設置や市町村職員への研修などにより、制度普及の取組を実施しているところである。

しかしながら、成年後見制度の利用は低調であり、必要な人に利用されていないのが現状である。

九都県市には全国の高齢者の4分の1が居住しており、今後ますます財産管理などの生活支援のニーズが高まることを見込まれていることから、成年後見制度の更なる利用促進に取り組んでいく必要がある。

(提案)

成年後見制度について啓発し、利用に向けた機運を高めるため、九都県市が一丸となって検討・推進していくことを提案する。

(検討内容の例)

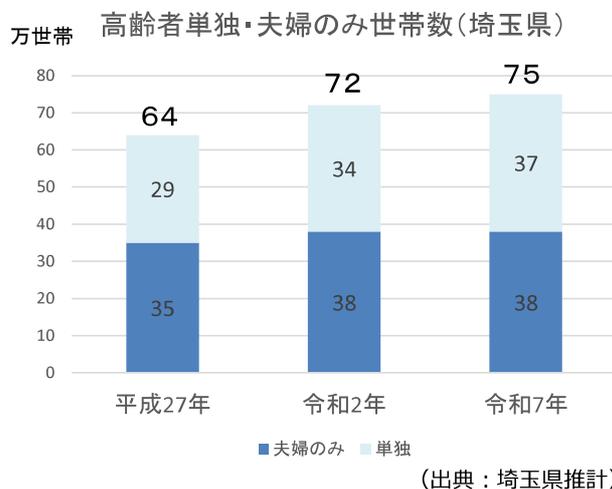
- 成年後見制度の利用促進に係る周知啓発の取組の検討・実施
- 自治体における先進事例の研究・共有

認知症施策の推進にかかる 成年後見制度等の利用促進に向けた取組について

1 現状

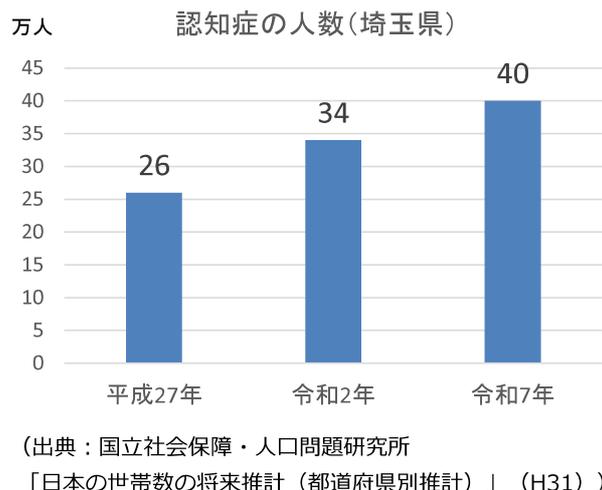
- 高齢化の進展に伴い、家族のサポートを受けられない高齢者の単独・夫婦のみの世帯が増加傾向にある。

【10年間（H27年→R7年）の推移（推計）】
 全 国：1,253万世帯→1,428万世帯（175万世帯増）
 埼玉県：64万世帯→75万世帯（11万世帯増）



- 高齢化により認知症の人についても、全国的に増加することが見込まれている。

【10年間（H27年→R7年）の推移（推計）】
 全 国：520万人→700万人（180万人増）
 埼玉県：26万人→40万人（14万人増）



- 認知症により判断能力が低下すると、生活資金の管理や介護サービスの契約などの支援が必要となるが、これらをサポートする成年後見制度の利用は低調。

全国の成年後見制度利用率

成年後見制度対象者	利用者数	利用率
925万人	210,290	2.2%

※出典：高齢社会白書、障害者白書（厚労省）
 成年後見関係事件の概要（最高裁判所）
 ※時点…対象者：平成29年、利用者：平成30年

成年後見制度利用者数

	人口(千人)	利用者数
埼玉県	7,330	9,312
千葉県	6,255	9,757
東京都	13,822	27,501
神奈川県	9,177	16,254

※時点…人口：平成30年10月1日現在、
 利用者：平成30年12月末現在
 ※利用者数には成年後見人、保佐人、補助人、任意後見を含む。

2 国の動向・本県の取組

(1) 国の動向

- 平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成29年3月「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
- 令和元年6月「認知症施策推進大綱」閣議決定
→ 成年後見制度の利用促進に関するKPI(数値目標)が盛り込まれる。

【成年後見制度利用促進基本計画（自治体の役割）】

- ・ 都道府県：市区町村全体の体制整備推進を主導
- ・ 市区町村：広報、相談、制度利用促進等の取組実施、権利擁護支援の体制整備

【認知症施策推進大綱（成年後見制度の利用促進に関する主なKPI（令和3年度末））】

- ・ 市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村（策定済み：134市区町村）
- ・ 中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村（整備済み：589市区町村）

(2) 本県の主な取組

①埼玉県成年後見制度利用促進協議会の設置

- ・ 家庭裁判所の支部ごとに7つの「地区協議会」を市町村、社協、弁護士会等で構成
- ・ 成年後見制度についての勉強会や情報交換を実施

②市町村職員等への研修事業

- ・ 成年後見の体制整備促進のための事例発表・意見交換等
- ・ 制度の概要や首長申し立て手続き等の研修

3 課題

- 制度が十分に知られていない。
- 親族などが気軽に相談できる機関がない。
- 被後見人に関する情報が集約されず、適切な後見人等とのマッチングができていない。
- 後見開始後も後見人等が継続的に支援を受けられる体制ができていない。

4 今後の取組（共同取組の提案）

成年後見制度の周知啓発及び支援体制整備について、九都県市が一丸となって検討・推進していくことを提案する。

【検討内容の例】

- (1) 成年後見制度の利用促進に係る周知啓発の取組の検討・実施
- (2) 自治体における先進事例の研究・共有

学校体育館の空調設備の整備について（案）

近年、地球温暖化や都市部におけるヒートアイランド現象等による気候変動により、人々の生活は様々な影響を受けている。特に夏季においては、健康に影響を及ぼすほどの猛暑となっており、各地で熱中症が多発する中、学校施設においても、体育の授業、学校行事、部活動等において熱中症事故が発生している。こうした中、各自治体は、児童生徒の安全を確保するために、学校施設の空調設備の整備に取り組んできたところであるが、学校体育館の空調設備の整備については未だ途上である。

学校体育館は、児童生徒の学習・生活の重要な場である一方で、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も担うことから、教室と同様に空調設備を整備することは急務である。

しかしながら、学校体育館の空調設備の設置には多額の費用が必要であり、多数の学校施設を抱える都市部の自治体にとっては、国による財政支援が必要不可欠であるものの、学校施設環境改善交付金については、十分な予算が確保されない現状があるほか、補助対象とならない施設や整備手法があるなど、十分に活用できない制度的な課題もある。また、当該整備に活用可能な緊急防災・減災事業債については、事業期間が令和2年度までとなっており、令和3年度以降の整備に活用できない状況がある。

については、計画的かつ早期に学校体育館の空調設備の整備が実現できるように、次の事項を要望する。

- 1 学校施設環境改善交付金について、十分かつ安定的な予算を確保すること。また、高等学校の整備を交付対象とするとともに、財政負担を平準化することが可能なPFI方式やリース方式も活用可能な制度とすること。
- 2 緊急防災・減災事業債について、令和2年度までの事業期間を延長すること。また、延長後の事業期間については、多数の学校施設を抱える都市部の自治体が複数年度にわたり計画的に進めていくことを考慮した期間とすること。

令和2年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一 様
総務大臣 高市 早苗 様

九都県市首脳会議

座長 川崎市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

千葉市長

さいたま市長

相模原市長

福田紀彦

大野元裕

森田健作

小池百合子

黒岩祐治

林文子

熊谷俊人

清水勇人

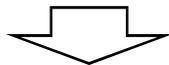
本村賢太郎

1. 提案の背景

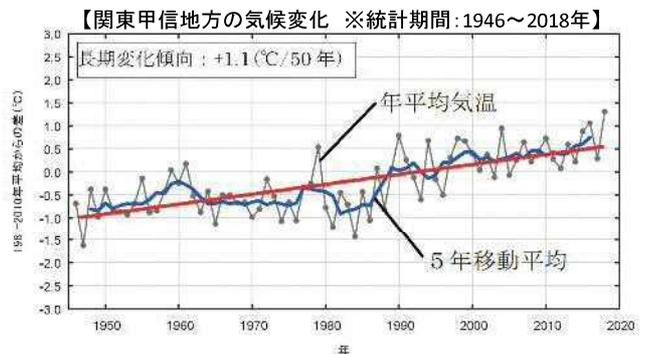
【昨今の気温の上昇】

地球温暖化
大都市におけるヒートアイランド現象

50年間で年平均1.1℃気温が上昇している



将来、平均気温は約4.5℃上昇と予測



【児童生徒の熱中症発生件数】

中学校の部活動中での熱中症が多発

※さいたま市教育委員会調べ(小学校102校、中学校58校、高等学校4校)

		体育授業中	授業中 (体育以外)	部活動中 (運動部)	部活動中 (文化部)	運動会・ 体育祭・ 球技大会中	その他	計
		27年度	件数	1	1	5	1	3
	人数	1	1	5	5	3	3	18
28年度	件数			9		1	2	12
	人数			10		1	2	13
29年度	件数	3	1	9	3	1	1	18
	人数	4	1	9	4	1	1	20
30年度	件数	4	0	25		1	5	35
	人数	4	0	25		1	5	35
R1年度	件数	2	3	11	1	1	8	26
	人数	2	3	11	1	1	8	26

2. 公立学校施設の空調(冷房)設備設置状況

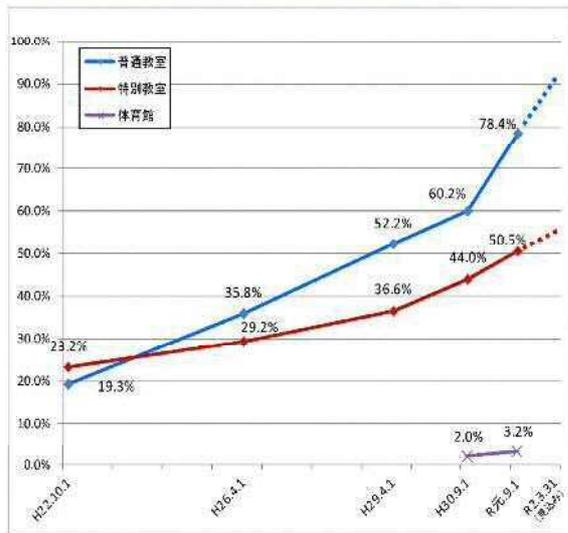
【空調(冷房)設備の設置状況】

※令和元年9月19日文部科学省発表

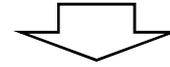
学校種	室の種類	保有室数	うち設置済室数	設置率
			小中学校等※	
	特別教室	413,843	209,055	50.5%
	体育館	34,429	1,095	3.2%

※「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」(平成30年度補正予算)の対象となった学校種
(公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園等)

公立小中学校等の空調(冷房)設備設置状況の推移



**児童生徒の教育環境の改善
避難所機能の環境改善**



学校体育館のエアコン設置は急務

【整備費】

本市の場合 約35,000千円(1校あたり)



全校整備 約56.7億円

(さいたま市立小・中学校数 162校)

3. 国の補助制度及び財政措置

【学校施設環境改善交付金】

■大規模改造

教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施に資するとともに、建物の耐久性の確保を図る

課題

- ・高等学校は交付対象外
- ・PFI方式やリース方式は交付対象外

【緊急防災・減災事業債】

地域防災力の強化や災害に強いまちづくりに資する地方単独事業を対象

課題

- ・令和2年度までの時限的措置(地方債充当率100%・交付税参入率70%)

4. 要望

- 1 学校施設環境改善交付金について、十分かつ安定的な予算を確保すること。また、高等学校の整備を交付対象とするとともに、財政負担を平準化することが可能なPFI方式やリース方式も活用可能な制度とすること。
- 2 緊急防災・減災事業債について、令和2年度までの事業期間を延長すること。また、延長後の事業期間については、多数の学校施設を抱える都市部の自治体が複数年度にわたり計画的に進めていくことを考慮した期間とすること。

保険者努力支援制度の評価方法の見直しについて（案）

平成30年度の国保制度改革に伴って創設された保険者努力支援制度は、保険者の医療費適正化の取り組みや成果に応じて交付金を配分する制度となっている。

国は、この制度を抜本的に強化するため、令和2年度より、既存の1,000億円に新たに500億円を追加し、予防・健康づくりなど重要かつ基本的な事項の評価のメリハリを強化するとともに、成果指標を拡大した。

しかしながら、当交付金における医療費適正化のアウトカム評価は、一人当たりの医療費の低さよりも、前年度からの医療費の改善状況の高さが評価されている。

そのため、比較的若年層の比率が高く、医療費水準そのものが低い大都市圏の自治体よりも、もともと医療費水準が高く改善の余地が大きい自治体の方が評価点獲得において有利になっており、現状、医療費水準の低い保険者が医療費の適正化に向けた努力をする上で、インセンティブを損ないかねない評価の在り方は見直すべきと考える。

そこで、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

保険者努力支援制度の評価方法について、一人当たりの医療費水準の低い自治体が適正な評価を受けられるよう、医療費水準の改善幅よりも、現状の医療費水準の評価の配点を高めるよう見直すこと

令和2年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座長 川崎市長	福田紀彦
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	森田健作
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子

千 葉 市 長

熊 谷 俊 人

さいたま市長

清 水 勇 人

相 模 原 市 長

本 村 賢 太 郎

医療的ケア児・者への切れ目ない支援の充実について(案)

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器の使用や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）が増加している。医療的ケア児が地域において適切な支援を受けられるよう、平成28年6月の児童福祉法の一部改正により、地方自治体に必要な体制整備を行う努力義務が課された。また、その促進のため、平成31年4月には「医療的ケア児等総合支援事業」が開始されたところである。

現在、医療的ケア児は、全国で約2万人と推計され、10年前の約2倍となっている。九都県市においては5千人を超えると推測される。その中には、現在の障害福祉制度の対象外となる医療的ケア児もいることから実態の把握が難しい状況である。地方自治体では、保育所や学校等における医療的ケア児の受入れに関する相談が年々増加しており、看護師の配置、設備の導入や施設改修等、受入体制を迅速に整備する必要があるが、国の支援が十分とは言えないことから、思うように進んでいない。

また、医療的ケア児が地域で生活していくためには、保育所や学校だけではなく、通院や外出等の様々な場面において切れ目なく医療的ケアが提供される必要がある。さらに、障害の程度や成長段階により医療的ケア児の状況も様々であるため、日頃から児童の状態を把握している訪問看護の利用希望が多いが、医療保険上、居宅以外での利用は認められておらず、保護者等が経済的にも日常の生活においても多大な負担を強いられている。

一方で、医療的ケア児が成長して18歳以上となり、引き続き日常生活において医療的ケアを必要とする「医療的ケア者」も増加しているが、障害者総合支援法における規定がなく、障害福祉分野と医療・看護分野を総合的に調整する仕組みがないなど、児童と成人を包括した支援体制が構築できていない。

これらの状況を踏まえて、医療的ケア児・者が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、以下のとおり提言する。

- 1 医療的ケア児の実態を継続的に把握するための仕組みを構築するとともに、保育所や学校等における看護師の配置や施設改修等、受入環境整備の促進に向けた支援策の充実を図ること。
- 2 居宅以外での利用においても医療的ケアのための訪問看護が保険適用できるよう制度改正すること。
- 3 医療的ケア者支援のための体制整備について障害者総合支援法に規定し、児童と成人を包括した国における制度を創設すること。

令和2年 月 日

内閣府特命担当大臣	衛 藤 晟 一 様
文部科学大臣	萩生田 光 一 様
厚生労働大臣	加藤 勝 信 様

九都県市首脳会議

座長 川崎市長	福田紀彦
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	森田健作
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林 文子
千葉市長	熊谷俊人
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎